

多治見 開催

講習受講申込書

確認

受講希望日	令和 年 月 日からの講習				
講習名 受講を希望する講習の欄にレを ご記入ください。	● 技能講習 及び 併合講習 (玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育)				
	☐ 玉掛け技能講習				
	☐ 併合講習 (玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育)				
	☐ 床上操作式クレーン運転技能講習				
	☐ 小型移動式クレーン運転技能講習				
学科会場：多治見美濃焼卸センター		実技会場：日本クレーン協会岐阜支部			
ふりがな	生 年 月 日		受 講 番 号		
氏 名	昭和 年 月 日 平成 年 月 日				
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望 ※ 1 証明書が必要となります。		無 ・ 有	併記を希望する 旧姓又は通称		
現 住 所	(※ 外国籍の方は、在留カードのコピーを添付してください。)				
連 絡 先	固 定	携 帯			
事業場名 (会社名)			担当者 〔 部 署 〕 〔 氏 名 〕		
所 在 地					
連 絡 先	電 話	F A X			
免除科目 ※ 2 資格証の写し を提出 一部免除申請を される科目と、所 有資格の欄にレ をご記入ください。	● 講習科目の一部免除申請 (技能講習のみ)		※免除については別紙参照のこと		
	☐ 力 学		☐ 合 図		
	● 所有資格				
	☐ 玉掛け技能講習		☐ クレーン・デリック運転士免許		
	☐ 床上操作式クレーン運転技能講習		☐ 移動式クレーン運転士免許		
☐ 小型移動式クレーン運転技能講習		☐ 車両系建設機械 (基礎工事用) 運転技能講習			
☐ クレーン運転業務特別教育		☐ その他			
講習会費 〔テキスト代及び 消費税を含む〕 内容をご確認の うえ、講習会費 のお支払い方法 をご記入ください。	講習名	免除なし	免除 (1科目)	免除 (2科目)	免除 (3科目)
	玉掛け技能講習	☐ 26,000円	☐ 25,000円	☐ 24,000円	—
	併合講習 (玉掛け技能とクレーン特別)	☐ 37,000円	☐ 36,000円	☐ 35,000円	—
	床上操作式クレーン運転技能講習	☐ 33,000円	☐ 32,000円	☐ 31,000円	—
	小型移動式クレーン運転技能講習	☐ 33,000円	☐ 32,000円	☐ 31,000円	☐ 30,000円
※ クレーン協会岐阜支部会員の方は、講習会費のうち500円 (併合講習は1,000円) を補助いたします。					
上記受講者分の講習会費を下記のとおり支払います。 なお、講習初日の3営業日前以降の講習会費は払い戻しされないことを了承いたします。 記載事項に虚偽があった場合、受講後に法律に基づく処罰があっても異議を申し立て致しません。					
令和 年 月 日					
講習会費	円	お支払い 方 法	☐ 振 込	月 日 予定	
			☐ 現金書留	月 日 予定	

記入が終わりましたらFAXにて送信していただき、写真を貼付けて郵送してください。(窓口への提出も可能)

《注意事項》

- 旧姓又は通称の併記をご希望の方は、旧姓等が記載された住民票等の証明書が必要となります。(旧姓等が記載された自動車運転免許証、マイナンバーカードも可)
- 一部免除申請資格証明書類 (免許証・修了証) のコピーを必ず添付してください。
- 必要事項をご記入いただきFAXを送信後、写真を貼付けて郵送してください。
- ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し講習の目的以外には使用しません。
また、ご本人の同意がない限り第三者には提供いたしません。ただし、法律に基づいた警察等の行政機関や司法機関からの要請があった場合を除きます。

郵送前に確認!!

- | | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ① FAX送信しました。 | ☒ |
| ② 写真を貼付けました。 | ☐ |
| ③ 免除科目の修了証の
写しを同封しました。 | ☐ |

請 求 書

必 要 ・ 不 要

《事務局処理欄》

申込書
送付先

東濃労働基準協会

〒509-5127 岐阜県土岐市土岐ヶ丘2丁目12-1
TEL : 0572-56-1988 FAX : 0572-56-2002
https://tounou-roundou.jp

一 般
社団法人

日本クレーン協会岐阜支部

〒501-0234 岐阜県瑞穂市牛牧671番地1
TEL : 058-322-5820 FAX : 058-322-5821
http://crane-gifu.sakura.ne.jp

免 除 科 目 一 覧 (技能講習のみ)		・ 免除申請された科目に応じて講習会費の一部を免除します。 ・ 講習名と所有資格を確認して、免除科目を選択してください。
玉掛け技能講習		免 除 科 目
1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 4.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 5.（旧）クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※ 平成18年3月以前に取得した者 6.揚貨装置運転士免許取得者		〈 力学 ・ 合図 〉 ・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 ・クレーン等の運転のための合図
特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 （合図免除申請書必要）		〈 合図 〉 ・クレーン等の運転のための合図
併合講習（玉掛け技能講習とクレーン運転業務特別教育）		免 除 科 目
玉掛け技能講習に準ずる		〈 力学 ・ 合図 〉
玉掛け技能講習に準ずる		〈 合図 〉
床上操作式クレーン運転技能講習		免 除 科 目
1.玉掛け技能講習修了者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 4.揚貨装置運転士免許取得者 5.（旧）デリック運転士免許取得者 ※ 平成18年3月以前に取得した者		〈 力学 ・ 合図 〉 ・床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・床上操作式クレーンの運転のための合図
特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン・デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 （合図免除申請書必要）		〈 合図 〉 ・床上操作式クレーンの運転のための合図
小型移動式クレーン運転技能講習		免 除 科 目
1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 3.玉掛け技能講習修了者 4.揚貨装置運転士免許取得者 5.（旧）クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※ ※ 平成18年3月以前に取得した者		〈 力学 ・ 合図 〉 ・小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転のための合図
1.建設機械施工技術検定1級合格者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法もしくは、基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種もしくは第6種の種類に合格した者 2.車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者		〈 原動機及び電気 〉 ・小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識
特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 （合図免除申請書必要）		〈 合図 〉 ・小型移動式クレーンの運転のための合図
高所作業車運転技能講習		免 除 科 目
12H	1.移動式クレーン運転士免許取得者	・原動機に関する知識 ・運転に必要な一般的事項に関する知識
コース	2.小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
14H	1.建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者	・原動機に関する知識
コース	2.道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者 3.フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	

玉掛け技能講習、併合講習、床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習の受講にあたり「クレーン等の運転のための合図」の免除を受けようとする場合、以下の合図免除申請書により6ヶ月以上当該業務に従事していることを証明してください。

合図免除申請書

技能講習の合図免除申請については、クレーン特別教育等の資格取得後、6ヶ月以上当該業務に従事していることの**実務経験証明書**（本書）が必要です。

この枠内に、修了証のコピーを貼付け、以下に署名捺印のうえ申込書とあわせて提出してください。

特別教育等の資格証のコピーを貼付けてください。

※特別教育修了者で〈合図〉免除申請をする場合に合図免除申請書にご記入ください。

上記、講習申込み者の「特別教育修了証」（写し）は、原本に相違ないことを証明します。

講習申込み者は当事業所でクレーン等の運転の業務に6ヶ月以上従事したことを証明します。

実務経験証明日：令和 年 月 日

所 在 地

会 社 名

事業者氏名

⑥

〈力学〉・〈合図〉・〈原動機及び電気〉の科目免除申請をする場合

当該資格証（運転士免許証、技能講習修了証等）の写しのみ添付のこと

《事務局処理欄》